

## 「社員の安否確認」のためメールアドレス登録？



新大阪駅で、災害時における社員の安否確認に関する説明会が開催されています。説明会は17日から開催されていますが、前日の16日まで説明会の開催が知らされず、唐突の開催となっています。

説明会では、東日本大震災時に「社員の安否確認」を固定電話で行ったが、電話が通じず「社員の安否確認」に時間を要したため、これからは携帯電話メールを活用する。そのために社員は携帯電話メールアドレスを登録することが説明されました。

### 「メールアドレス登録」は強制でないことを確認

「社員の安否確認」については、本部は6月30日「社員の安否確認方法の見直しについて」の説明を受けています。7月11日、本部は解明要求(申3号)を行い、8月2日に回答を受けました。

本部は、携帯電話メールアドレス登録は、「協力であり強制でないこと」を確認しました。個人情報である携帯電話メールアドレス(電話番号も含めて)は、社員の同意がなければ会社が強制で把握できるものではありません。したがって、本部が確認した「強制でないこと」は当然と言えば当然なのです。

### 「社員の安否確認」は会社の責務で行うべきだ！

会社は「当社事業の社会的意義を認識すれば、災害発生時の異常時において、混乱のより少ない手段で連絡を取ることが求められる。メールを連絡手段としない場合でも、自らの安否を自発的に報告するのは当然の責務である」と言っています。

会社から「JR東海社員として当然の責務である！」などと言われれば、携帯電話メールアドレスを登録したくないと思っても、拒否することは難しいと思います。「強制ではなくあくまでも協力」と会社は言っていますが、強制の雰囲気を感じませんか？

会社が「社員の安否確認」を必要と判断した時は、時間がかかろうが登録している固定電話で社員の安否を確認すればいいのです。出勤が出来ない場合は、社員は自らの責務において会社に連絡をしています。

会社の都合による「社員の安否確認」は、社員の責務にするのではなく、あくまでも会社の責務において行えばいいのです。